商品概要説明書

カードローン(約定返済型・三菱UF Jニコス保証型・ JA住宅ローン利用者向け)

(令和5年9月11日現在)

商品名	カードローン(約定返済型・三菱UF Jニコス保証型・JA住宅ローン利用			
	者向け)			
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。			
	○当JAで住宅ローンをご利用中の方。			
	○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。			
	○継続して安定した収入のある方。			
	○JA(他JAを含む。) との間でカードローン取引を行っていない方。			
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。			
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。			
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。			
契約金額	○30 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。			
	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の25日(休日の場合は翌営業日)			
	までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがそ			
	の信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないも			
	のと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としま			
契約期間	すが、満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。			
	○本商品は、当JAで住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品			
	です。当JAの住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品につい			
	てもあわせて解約いただきます。(ただし、通常完済によるお取引終了の場			
	合は、上記の契約期間内に限り、引き続き本商品をご利用いただけます。)			
借入利率	○変動金利とします。			
	○お借入利率には、年 1.9%の保証料を含みます。			
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合			
	わせください。			
	○約定返済			
	毎月25日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、前月約定返済日			
	現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済			
	いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。			
返済方法	前月約定返済日現在のお借入残高	約定返済金額		
	1万円未満	前月約定返済日現在		
		のお借入残高		
	1万円以上50万円以下	1万円		
	50 万円超 100 万円以下	2万円		
	100 万円超 150 万円以下	3万円		
	150 万円超 200 万円以下	4万円		

	200 万円超 250 万円以下	5万円		
	250 万円超 300 万円以下	6万円		
	200 万116 000 万日秋1.	0,7,17		
	○任意返済			
	毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口層 随時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金 返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落 が行われませ			
	が行われます。			
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割			
In the	計算とします。			
担保	○不要です。			
保証人	○当 J A が指定する保証機関(三菱UF J ニコス株式会社)の保証をご利用			
	いただきますので、原則として保証人は不要です。			
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合			
	がございます。			
	○苦情処理措置			
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当			
	J A本支店(所) または金融部(電話:025-757-1572)にお申			
苦情処理措置および	し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、			
	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情			
	等を受け付けております。			
	○紛争解決措置			
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で			
	きます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。			
	新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)			
	新潟県开護工会 (電話:025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会			
紛争解決措置の内容	てのほか、米尔井護工云、第一米尔井護工云、第二米尔井護工云			
	「東京允諾十〇 第一東京允諾十〇	第一亩古分雑十个 (凹下	「由六二。	
	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁			
	護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、			
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める力			
	法もあります。			
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ			
	ム等により、共同して解決に当ります。			
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。			
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり			
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問			
	合せください。」			
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当	JAが指定する保証機関に	こおいて見	

定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、別途、所定の電子契 約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。
- ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

JA魚沼